

## 第 7 期埼玉県地域福祉支援計画骨子（案）について

### I 計画の趣旨

- 高齢者・障害者・児童・生活困窮者等の分野を超えた地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応
- 地域共生社会の実現に向けて、市町村の地域福祉の取組を引き続き支援するもの

### II 計画の性格

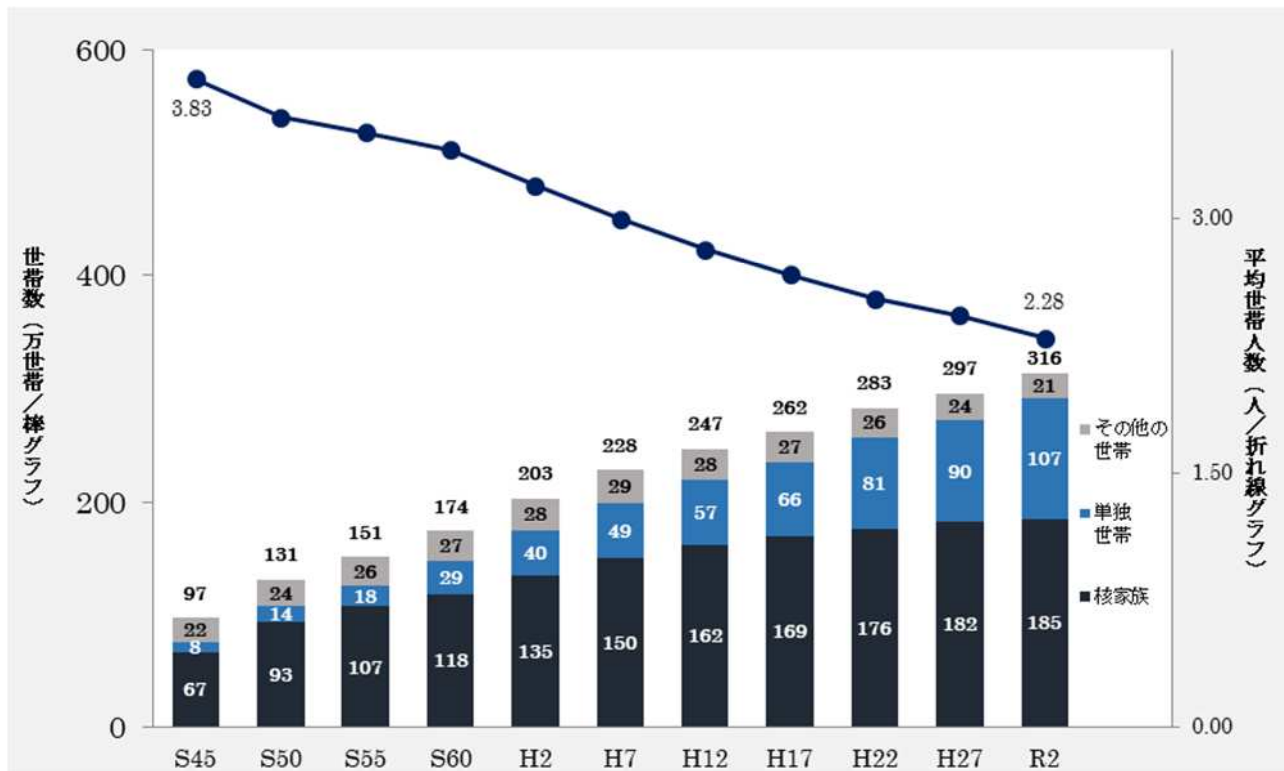
- 市町村の地域福祉の支援に関する事項を盛り込んだ、社会福祉法に基づく計画
- 高齢者・障害者・児童・生活困窮者等の各分野における共通的な事項を横断的に記載した計画

### III 計画の期間

令和 6 年度～令和 8 年度（3 か年）

## IV 現 状

### 1 世帯構造の変化 ‹‹ 本県の世帯数と平均世帯人数の推移 ››



※国勢調査の世帯数については、四捨五入してあるため、内訳の合計とは一致しない。〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

### 2 市町村地域福祉計画の策定状況

- 社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）により、市町村地域福祉計画の策定が努力義務化

	策定済み	市町村数	策定率
埼玉県	62	63	98.4%
全 国	1,476	1,741	84.8%

〔厚生労働省調べ〕

## **V 課題**

### **1 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応**

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められているほか、生活の課題を把握・解決するため、専門職による多職種連携や地域住民との協働が必要です。

### **2 見守り、支え合う地域づくりの推進**

増加する高齢者世帯・単独世帯や深刻な状況にある子供の貧困、認知症高齢者など課題を抱える人を地域で見守り、支えるための地域づくりが求められています。

### **3 地域福祉を支える担い手の育成**

増大する福祉のニーズに対応するため、専門職を確保するとともに、住民一人ひとりまで、主体的に地域福祉を支える担い手を育成することが必要です。

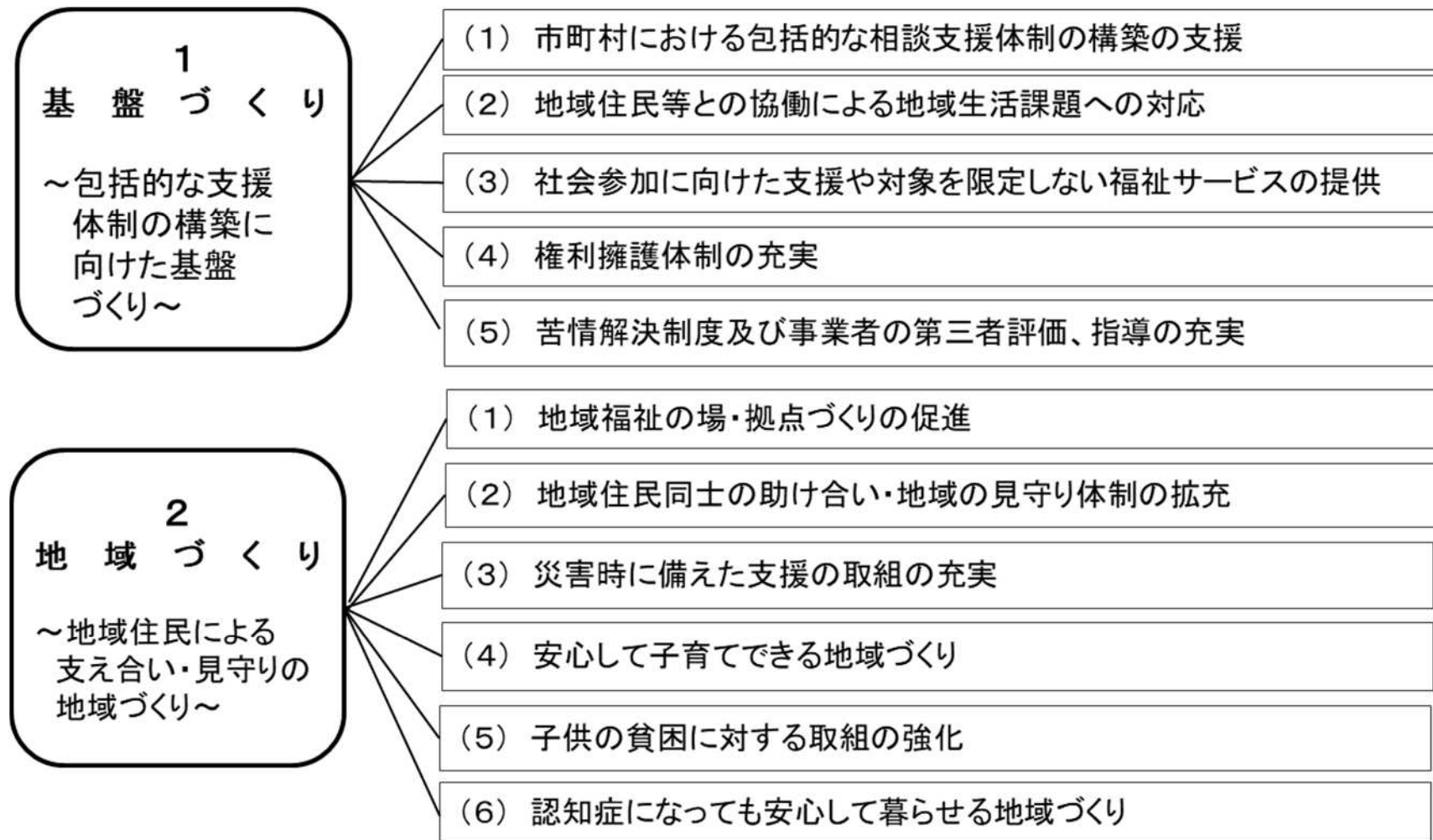
### **4 福祉の支援を適切に利用でき、誰もが安心して暮らせる環境づくり**

課題を抱える人が、制度やサービスといった地域の資源につながるができるよう、福祉の制度やサービスを知り、適切に利用できる環境の整備が必要です。

### **5 市町村の支援**

市町村が実情に応じて計画的に地域福祉を推進するための支援が必要です。

## VI 施策の体系



**3**  
**担 手 づ くり**  
～ 専 門 職 から 住 民  
一 人 一 人 まで  
地 域 福 祉 を 支 える  
担 手 づ くり ～

- (1) 民生委員・児童委員の活動への支援
- (2) 介護、保育等サービス人材の確保等
- (3) NPO・ボランティア団体への支援
- (4) 住民による多様な地域活動の推進

**4**  
**環 境 づ くり**  
～ 誰 も が 地 域 で 安 心  
し て 暮 ら せ る 環 境 づ くり ～

- (1) 孤独・孤立問題への対応
- (2) 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり
- (3) 生活困窮者対策の推進
- (4) ケアラー支援の推進
- (5) ひきこもり支援
- (6) 障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり
- (7) 配慮が必要な方への支援

**5**  
**市 町 村 の 支 援 と  
計 画 の 推 進**

- (1) 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援
- (2) 計画の進捗管理

新規

## V 主な施策

### 柱1 基盤づくり ～包括的な支援体制の構築に向けた基盤づくり～

- (1) 市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援
  - 複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制構築の支援
- (2) 地域住民等との協働による地域生活課題への対応
  - 社会福祉協議会、社会福祉法人、大学、企業との連携促進
  - 住民が主体的に地域課題を解決するための地域コーディネーターの育成、支援
- (3) 社会参加に向けた支援や対象を限定しない福祉サービスの提供
- (4) 権利擁護体制の充実
  - 判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して暮らせる仕組みづくり
  - 市町村・関係団体と連携した虐待の予防・早期発見等の取組
- (5) 苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実

### 柱2 地域づくり ～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～

- (1) 地域福祉の場・拠点づくりの促進
  - 世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点づくりの促進
- (2) 地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充
  - 地域から孤立しがちな高齢者や単独世帯の見守りや支援
- (3) 災害時に備えた支援の取組の充実
  - 避難行動要支援者への支援や福祉避難所の整備
  - 感染症への対応

**(4) 安心して子育てできる地域づくり**

- 地域子育て支援拠点の整備
- 子供が気軽に立ち寄ることができる居場所づくり、気になる家庭を地域で見守りできる体制づくり

**(5) 子供の貧困に対する取組の強化**

- 生活困窮世帯等に対する学習支援やフードバンクなどの取組支援
- 子ども食堂やフードバンクに取り組んでいるNPO・ボランティア団体等との連携の強化

**(6) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり**

**柱3 担い手づくり ～専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり～**

**(1) 民生委員・児童委員の活動への支援**

- 民生委員・児童委員の活動支援や活動に対する地域住民の理解促進

**(2) 介護、保育等サービス人材の確保等**

- 介護の魅力発信による多様な人材確保と定着支援
- 介護ロボットの活用などによる負担軽減と質の向上

**(3) NPO・ボランティア団体への支援**

- 地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行うNPO・ボランティア団体などへの支援

**(4) 住民による多様な地域活動の推進**

- あらゆる世代が地域活動の担い手として、活動してもらうためのきっかけづくりや考える機会（福祉教育・学習）の充実

## **柱4 環境づくり ～誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり～**

### **(1) 孤独・孤立問題への対応**

- 孤独・孤立対策と予防に向けた包括的な取組の推進

### **(2) 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり**

- 市町村、不動産団体などによる地域ごとの連携体制の構築の支援

### **(3) 生活困窮者対策の推進**

- 生活困窮者の早期発見・早期対応の推進

### **(4) ケアラー支援の推進**

### **(5) ひきこもり支援**

- 相談体制の整備、社会参加の促進

### **(6) 障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり**

- 障害者等に対する差別の解消に向けた合理的配慮などについての普及啓発の推進
- 誰にも優しく生活しやすい「福祉のまちづくり」の推進

### **(7) 配慮が必要な方への支援**

- ホームレスなど社会的に孤立している人や外国人への支援
- 性の多様性を尊重した社会づくり

## **柱5 市町村の支援と計画の推進**

### **(1) 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援**

### **(2) 計画の進捗管理**